

## 民間団体自殺対策事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、若年層及び女性、自殺のハイリスク者等に対する支援を目的に自殺対策を実施しようとする民間団体に対し、その事業にかかる経費を補助することにより県内民間団体の自殺対策の取り組みを推進するため、予算の定めるところにより、民間団体自殺対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）及び経費並びにその補助率は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第3条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 対象経費内訳（様式第3号）
- (4) 収支予算書（抄本）
- (5) 暴力団排除に係る誓約書（様式第4号）

2 規則第4条の知事が定める申請書を提出できる時期は、別に定める期日までとする。

3 補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第4条 規則第6条第1項の規定により附する条件は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに関係書類を整備し、これを事業完了の翌年度から5年間保存しなければならないこととする。

(状況報告等)

第5条 規則第11条第1項の別に定める報告すべき補助事業等の遂行の状況は、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱第7条第2項の規定による概算払請求書の提出をもって報告に代えるものとする。

2 規則第11条第2項の規定による事業計画変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、県の補助金の増減を伴わない変更とする。

（実績報告）

第6条 規則第13条第1項の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業が完了した日から30日以内もしくは事業の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までとする。

(1) 精算額調書（様式第6号）

(2) 事業報告書（様式第7号）

(3) 実績報告書（様式第8号）

(4) 収支決算（見込）書（抄本）

2 第3条第3項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

3 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

（補助金の交付）

第7条 この補助金は、概算払の方法により交付することができるものとする。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払に必要な書類は、概算払請求書とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年度の予算に係る民間団体自殺対策事業費補助金から適用する。

この要綱は、平成27年度の予算に係る民間団体自殺対策事業費補助金から適用する。

この要綱は、平成29年度の予算に係る民間団体自殺対策事業費補助金から適用する。

この要綱は、平成30年度の予算に係る民間団体自殺対策事業費補助金から適用する。

この要綱は、令和2年度の予算に係る民間団体自殺対策事業費補助金から適用する。

この要綱は、令和4年度の予算に係る民間団体自殺対策事業費補助金から適用する。

この要綱は、令和8年度の予算に係る民間団体自殺対策事業費補助金から適用する。

別 表（第2条関係）

事 業	対 象 経 費	補 助 率
民間団体による自殺対策を実施	報償費、賃金、旅費、 需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料	10分の10以内